

栃木県立リハビリテーションセンターにおける医療・ケア意思決定支援の指針

1 基本方針

人生の最終段階を迎えた患者及びその家族等と医師をはじめとする医療従事者等が、最善の医療・ケアを作り上げていくため、患者・家族等に対し適切な説明と話し合いを行い、患者本人の意思決定を基本とし、医療・ケアを進めます。

2 「人生の最終段階」の定義

患者が適切な治療を受けても回復の見込みがなく、かつ、死期が間近と判定された状態の期間。

※期間とは、老衰を含め回復が期待されないと予測する生存期間をいいます。

なお、どのような状態が人生の最終段階かは、患者の状態を踏まえて、医師、看護師、薬剤師、ソーシャルワーカーなどの多職種にて構成される医療・ケアチームにより判断します。

3 人生の最終段階における医療・ケアの在り方

- (1) 本人に医師等の医療従事者から適切な情報の提供と説明がなされ、それに基づいて医療・ケアを受ける本人が多職種にて構成される医療・ケアチームと十分な話し合いを行い、本人による意思決定を基本としたうえで、人生の最終段階における医療・ケアを進めます。
- (2) 医療・ケアチームは、本人の意思は変化しうるものであることを踏まえ、本人が自らの意思をその都度示し、伝えられるよう、本人との話し合いを繰り返し行います。
- (3) 本人が自らの意思を伝えられない状態である、またはその状態になる可能性があることから、家族等の信頼できる者も含めて、本人との話し合いを繰り返し行います。この話し合いに先立ち、本人は特定の家族等を自らの意思を推定する者として前もって定めていただくこともあります。自らの意思を伝えられない状態である場合には、家族等の信頼できる者との話し合いを繰り返し行うこともあります。
- (4) 人生の最終段階における医療・ケアについて、医療・ケア行為の開始・不開始、医療・ケア内容の変更、医療・ケア行為の中止等は、医療・ケアチームによって、医学的妥当性と適切性をもとに慎重に判断します。
- (5) 医療、ケアチームにより、可能な限り疼痛やその他の不快な症状を十分に緩和し、本人・家族等の精神的・社会的な援助も含めた総合的な医療・ケアを行います。
- (6) 生命を短縮させる意図をもつ積極的安楽死は、本指針の対象としません。

4 人生の最終段階における医療・ケアの方針の決定手続

人生の最終段階における医療・ケアの方針決定は次によるものとします。

(1) 本人の意思の確認ができる場合

- ①方針の決定は、本人の状態に応じた専門的な医学的検討を経て、医師等の医療従事者か

ら適切な情報の提供と説明を行います。そのうえで、本人と医療・ケアチームとの合意形成に向けた十分な話し合いを踏まえた本人による意思決定を基本とし、多職種にて構成される医療・ケアチームとして方針の決定を行います。

②時間の経過、心身の状態の変化、医学的評価の変更等に応じて本人の意思が変化しうるものであることから、医療・ケアチームにより、適切な情報の提供と説明がなされ、本人が自らの意思をその都度示し、伝えることができるような支援を行います。この際、本人が自らの意思を伝えられない状態になる可能性があることから、家族等も含めた話し合いを繰り返し行います。

③このプロセスにおいて話し合った内容は、その都度、文書にまとめておくものとします。

(2) 本人の意思の確認ができない場合

本人の意思確認ができない場合には、次のような手順により、医療・ケアチームの中で慎重な判断を行います。

①家族等が本人の意思を推定できる場合には、その推定意思を尊重し、本人にとっての最善の方針を決定します。

②家族等が本人の意思を推定できない場合には、本人にとって何が最善であるかについて、本人に代わる者として家族等と十分に話し合い、本人にとっての最善の方針をとることを基本とする。時間の経過、心身の状態の変化、医学的評価の変更等に応じて、このプロセスを繰り返し行います。

③家族等がいない場合及び家族等が判断を医療・ケアチームに委ねる場合には、本人にとっての最善の方針を決定します。

④このプロセスにおいて話し合った内容は、その都度、文書にまとめておくものとします。

(3) 本人が18歳未満である場合

(1)(2)にかかわらず、人生最終段階における医療・ケアの方針を検討する際には、医師及び親権者が十分な話し合いを行って決定します。また、本人の理解力に応じた必要な説明を医師が行います。

(4) 複数の専門家からなる話し合いの場の設置

医療・ケアの方針の決定手続に際し、以下の場合については病院倫理委員会を別途実施し、方針等についての検討及び助言を行い、必要に応じて専門家に助言を求めます。

①医療・ケアチームの中で心身の状態等により医療・ケアの内容の決定が困難な場合

②本人と医療・ケアチームとの話し合いの中で、妥当で適切な医療・ケアの内容についての合意が得られない場合

③家族等の中で意見がまとまらない場合や、医療・ケアチームとの話し合いの中で、妥当で適切な医療・ケアの内容についての合意が得られない場合。

5 本指針は令和7(2025)年4月1日から施行する。